

営業・農業・不動産がある方

給与・年金の方（参照）

~ をご利用ください！

原則どの方法もご利用できます

医療費控除をする人は、必ずをご覧ください。

三税申告相談 及び 税理士無料申告相談 ～ 無料！ 税申告の大相談会 ～

所得税（国）、個人事業税（県）、住民税（県、市町村）の申告相談、また東京地方税理士会の税理士による無料相談会を開催します。

皆様のご来場をお待ちしています。

☆ ぜひご利用ください ☆

- ・営業、農業、不動産の所得の方（確定申告書B）
- ・個人事業主の方
- ・税理士に申告相談をしてみたい方
- ・早めに申告相談をしておきたい方など

営業、農業、不動産所得の方は、町で実施する「給与と年金の税相談」でのご相談はできませんので、こちらの無料相談会をご利用ください。

◆ご注意

- ・小規模納税者の所得税、消費税、年金受給者、給与所得者の所得税の申告（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く）を対象としています。
- ・申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出してください。（郵送可）
- ・所得金額が高額な場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合、相談内容が複雑な場合及びすでに税理士に依頼されている場合はご遠慮ください。
- ・所得税等の確定申告書作成のアドバイスを行うほか、個人事業税及び住民税の申告相談も行います。
- ・マイナンバーの番号確認書類、身元確認書類、収入金額、必要経費、所得控除額のわかるもの、印鑑及び前年の申告書の控えなど必要なものをご持参ください。

開催日	場 所	時 間
2月1日（木）	真鶴町民センター 第2会議室	午前の部 9時30分～12時 午後の部 13時～16時 午前午後それぞれ遅くとも終了1時間前までに受付を締め切ります。
	松田町民文化センター 展示ホール	
2月2日（金）	箱根町仙石原文化センター	
	開成町民センター 3階大会議室	
2月5日（月）	湯河原町役場 3階会議室	
	大井生涯学習センター 2階会議室	
2月6日（火）	中井町役場 3階大会議室	
	山北町立生涯学習センター 2階会議室	
2月7日（水）	小田原市川東タウン センターマロニエ	
2月8日（木）	3階マロニエホール	
2月9日（金）	南足柄市役所 5階大会議室	
2月13日（火）		
2月14日（水）		

・混雑の状況により受付を早めに締め切る場合があります。（午前中はたいへん混雑します）

<input type="checkbox"/>	◆所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税	小田原税務署	☎35-4511(代)
	◆個人事業税	小田原県税事務所	☎32-8000(代)
	◆住民税	町税務窓口課	☎84-0313

どの会場でもご利用いただけます。

ご都合の良い会場をご利用ください。



小田原税務署からのお知らせ

〒250-8511 小田原市荻窪 440 小田原税務署 ☎35-4511 (代)

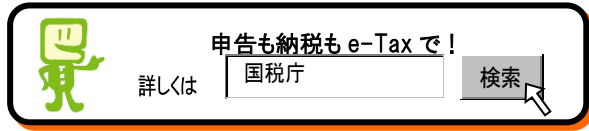
平成 29 年分確定申告の相談・受付

◆ 申告期限及び納期限

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税
3月15日(木)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税
4月2日(月)

◆ 所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を次のとおり開設します。

期 間 2月16日(金)～3月15日(木)
 時 間 受付…8時30分～16時(提出は17時まで)
 相談…9時～17時



※土、日を除く。ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開設します。

※日曜日は、確定申告の相談及び申告書の受付以外の業務は行っておりません。

※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切る場合があります。

※上記期間以外は、税務署の申告書作成・相談会場はありませんのでご了承ください。期間前は会場がないため長時間お待ちいただく場合があります。

※平成 29 年分から医療費控除を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費の明細書(受診者ごとに病院別の集計表)」の添付が必要となりました。

なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

完成済みの確定申告書

完成した所得税の確定申告書は、**小田原税務署**へ3月15日(木)までに提出してください。

市役所・町役場の仮收受を利用される場合は、3月14日(水)までにお持ちください。(開成町では役場本庁舎へお持ちください。)14日(水)の終了以降は、受け付けできません。

3月15日(木)の提出は、直接、税務署へお持ち込みいただくか、郵送で提出してください。(当日消印有効)



公益社団法人 小田原青色申告会からのお知らせ

申 問 (公社)小田原青色申告会 ☎24-2611 (代)

無料確定申告指導会

(公社)小田原青色申告会では、所得税・消費税などの個人の確定申告指導会を無料で実施します。

相談期間 2月1日(木)～3月15日(木)

※土曜日は休業日です。

時 間 受付9時～15時 ※最終日は14時まで

場 所 納税者センター・青色会館 3階

(小田原市本町2-3-24)

費 用 無料

- ・ 公益事業として地域の皆様の申告をお手伝いさせていただきます。会員の方でなくてもご相談いただけます。
- ・ 税理士会のご協力による税理士コーナーもあります。
- ・ 個人情報保護の観点から、確定申告書をお預かりしての税務署提出と、e-Taxでの申告については会員限定で承ります。

「住宅取得と税金還付」セミナーを開催

(公社)小田原青色申告会では、住宅借入金等特別控除の内容と、還付手続きについて税金セミナーを行います。

日 時 1月13日(土)10時～11時30分

場 所 納税者センター・青色会館 3階

(小田原市本町2-3-24)

定 員 60人(要予約、申込順)

費 用 無料

※駐車場には限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。お車でご来場の方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

申 問 (公社)小田原青色申告会

☎24-2614

電話などで「税金セミナー係」へお申し込みください。

確定申告のお問い合わせは【小田原税務署】へ・・・電話 35-4511 (代)

工

マイナンバーで、ますます便利！ 始めよう電子申告


～ もう、混んでいる窓口に出かける必要はありません！ ～

国税【所得税】(e-Tax・イータックス)

e-Tax をご利用いただくと、インターネット上から国税の申告や申請などができたいへん便利です。

- ① 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を電子申告できます。※
- ② 医療費の領収書や源泉徴収票等は、その内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。(確定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出等を求められることがありますので保存しておく必要があります)
- ③ 番号確認書類や身元確認書類の写しの提出等を省略できます。
- ④ 還付申告の場合に、税務署で早期処理されます。

※e-Tax で申告できない場合でも、申告書を印刷して、税務署へ郵送などにより提出できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

 <http://www.nta.go.jp/>

e-Tax に必要な電子証明書は、マイナンバーカードを初めて受け取った方で、申請時に希望された場合に付帯されています。ぜひご利用ください。

地方税【住民税】(eLTAX・エルタックス)

給与支払報告書、法人町民税の申告書、償却資産の申告書などの手続きについて、eLTAX を利用することでインターネット上で手続きができます。

- ① 事務所や自宅のパソコンから送信できるため、郵送料や事務負担がなくなります。
- ② 利用料金は無料です。(事前に用意していただくものの中には、費用がかかるものもあります)
- ③ 無料ソフト「PCdesk」で申告書等を簡単に作成できます。
- ④ eLTAX に対応している市販の税務・会計ソフトのデータも使用可能です。
- ⑤ 源泉徴収票データも給与支払報告書データとあわせて、eLTAX で一元的に提出が可能です。

◆ 利用できる手続きや詳しい利用方法、事前準備、各種お問合わせは、eLTAX のホームページでご確認ください。

 <http://www.eltax.jp>

オ

町の「給与と年金の税相談」



税務窓口課 ☎ 84-0313

給与・年金生活者向けの簡易相談会

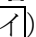
給与所得者・年金所得者の所得税確定申告、住民税申告に関する相談をお受けします。

なお、2月20日(火)までは予約相談日です。

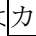
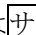
予約方法 2月8日(木)から窓口や電話で予約を受け付けます。所得の種類、住所、氏名、連絡先を伺います。2月19日(月)までにご予約ください。定員になり次第締め切ります。

※2月21日(水)以降は、朝8時30分から会場にて当日分の受付を行います。

※12時～13時の間と土・日・祝日は休みです。

日曜相談・受付が、小田原税務署で開催されますのでご利用ください。(詳細は )

※3月8日(木)からは税務署などでご相談ください。

※「申告時に必要な書類」(注意は ) をご持参ください。なお、医療費は事前に計算を全て済ませておいてください。(注意は )

日程

	開催日時	会場
事前予約	2月16日(金)～ 2月20日(火) 9時～15時	開成町民センター2階 中会議室A ※エレベータをご利用 いただけます。
当日受付	2月21日(水)～ 3月7日(水) 9時～15時 受付8時30分～	開成町役場2階 203・204 会議室 ※たいへん混雑するため 状況により早めに締め 切る場合があります。

相談できない申告

税務署職員や専門の税理士は不在です。

次の相談は行えませんので **税務署ほかア～
工** をご利用ください。

- ☆ 営業、農業、不動産所得などの申告
(確定申告書B用紙を使うもの)
- ☆ 譲渡所得を含む申告
- ☆ 住宅借入金等特別控除に関する申告
- ☆ 源泉徴収票のない給与所得の申告
- ☆ その他、内容が複雑な申告

確定申告のお問合わせは【小田原税務署】へ・・・ 電話 35-4511 (代)

力 申告時に必要な書類

事前に整理しておきましょう！

- ① 申告者の番号確認書類（マイナンバーの通知カードやマイナンバー入りの住民票等）または写し
- ② 申告者の身元確認書類（免許証等）または写し
※マイナンバーカード両面の写して①②を兼用できます。
- ③ 扶養親族のマイナンバーがわかるもの
- ④ 所得額を証明する書類（源泉徴収票、決算書等）
- ⑤ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の、納付済額のお知らせ（公的年金から天引きの方は、年金の源泉徴収票）

- ⑥ 国民年金保険料の支払証明書
- ⑦ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ⑧ 医療費控除を受ける方…支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額を証明する書類（必ず合計金額を計算しておいてください）
- ⑨ 障害者控除を受ける方…障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- ⑩ 寄附金控除を受ける方…寄附金額を証明する書類
- ⑪ 還付申告の方…本人名義の預金通帳の口座番号
- ⑫ 認印

キ 所得税の確定申告が必要な方

- ・ 給与の収入金額が 2,000 万円を超える方
- ・ 給与が 2 か所以上の方や、給与が 1 か所だけでも給与以外の所得が 20 万円を超える方
- ・ 各種所得の合計額が、各種控除の合計額を超える方
- ・ 年の途中で退職し、年末調整していない方
- ・ 年金所得者で、公的年金の年収が 400 万円を超える方
- ・ 年金所得者で、公的年金の年収は 400 万円以下であるが、公的年金以外の所得が 20 万円を超える方や、確定申告の計算をすると所得税額が源泉徴収税額を下回る方など

ク 住民税の申告が必要な方

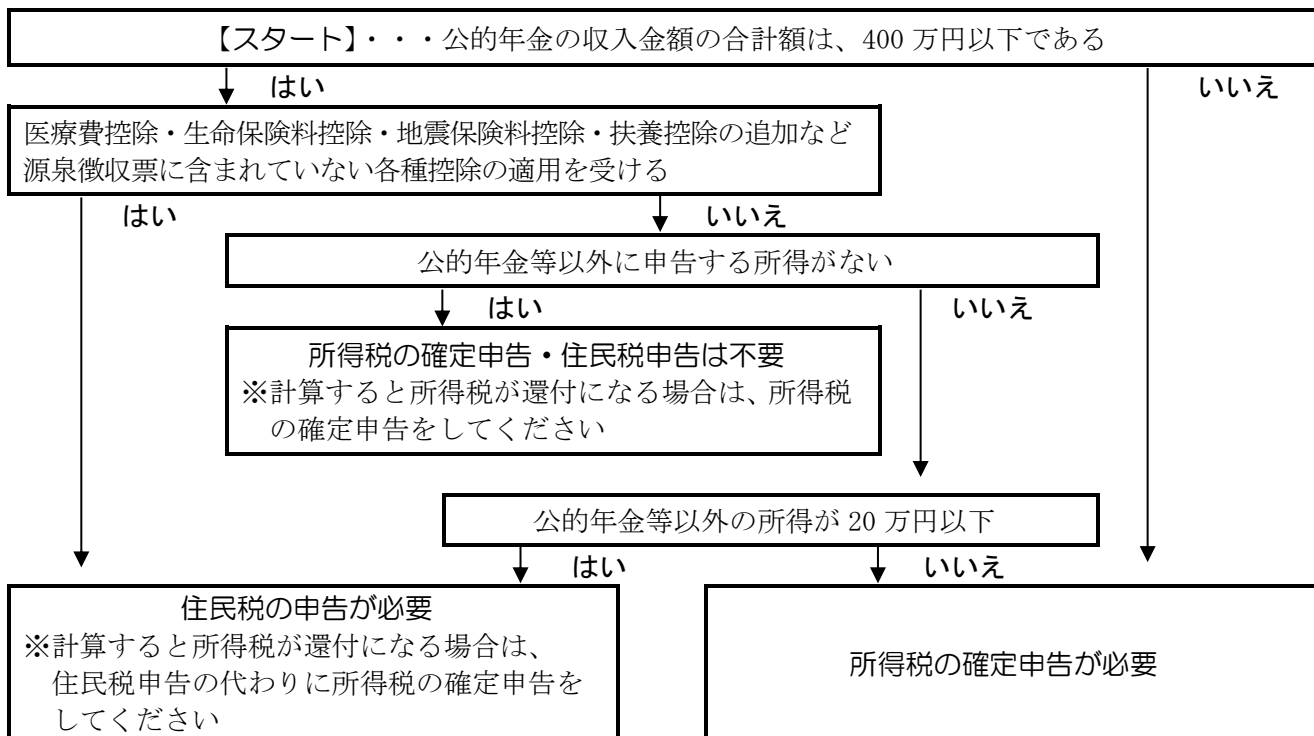
1月1日時点で開成町の住民である方は、前年の所得がない方や、確定申告不要の場合であっても、住民税申告の義務があります。

申告は各種行政サービスの基礎資料となるため、申告をしないと、証明書発行のほか、保険料軽減や福祉サービスの手続きができないなど、ご本人に不利益が生じますので必ず申告してください。

ただし、確定申告をした方や、給与1か所のみで年末調整済みの方等は原則として申告不要です。（公的年金収入の方はページ下部「申告の早見表」をご参考にしてください）

ケ

公的年金収入のある方用 申告の早見表



確定申告のお問い合わせは【小田原税務署】へ・・・電話 35-4511（代）

医療費控除の特例(スイッチ OTC 薬控除)制度が新設されました

コ ～セルフメディケーション税制～

健康の維持増進及び疾病予防の取り組みとして、特定健康診査やがん検診などを行った個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に OTC 医薬品を購入した場合、年間で 12,000 円を超えた分の金額について所得税などの所得控除を受けることができる制度です。上限は 88,000 円となります。また、この制度は医療費制度の特例であるため、従来の医療費控除と同時に受けることはできませんのでご注意ください。

注 1：申告する方が住民税の所得割や所得税がかからない場合は還付や減税となりません。

注 2：いちど選択した控除を、あとから更正の請求や修正申告において変更することはできません。

◇適用を受けるための要件

控除を受ける本人が申告対象の 1 年間（1 月から 12 月）に、次のいずれかを受けている必要があります。

○健康保険組合や市町村国保などの保険者が行う健康診査（人間ドックなど）

○定期接種やインフルエンザワクチンなどの予防接種

○勤務先で実施する健康診断

○特定健康診査（メタボ健診）または特定保健指導

○市町村が実施するがん検診

注：個人で受信した全額自己負担の健康診査や健康診査の結果により行った再検査は対象外です。

◇OTC 医薬品とは

市販薬のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品です。対象医薬品の多くには共通識別マークが入るほか、レシートに★や■、●などのマークが記載されます。

※対象医薬品の詳しい品目は、厚生労働省 HP を確認してください。

◇申告に必要な書類

次の書類を確定申告書に添付しかつ、次の②の書類を確定申告書に添付するか申告の際に提示してください。

①OTC 医薬品を購入したことがわかる領収書またはセルフメディケーション税制の明細書

注：領収をした金額のうち OTC 医薬品に該当するものの金額が明らかにされているものに限りま

②適用を受ける方が一定の取り組みをしたことがわかる書類

氏名、取り組みを行った年、取り組みに係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称または取り組みに係る診察を行った医療機関の名称等記載のあるものに限りま

サ

平成 29 年分の医療費控除を申告予定の方へ

平成 29 年分の確定申告から「医療費控除の明細書（国税庁HPからダウンロードできます）」を作成し添付すれば領収書の提出が不要になりました。（※ただし医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。）

また医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせ）を添付すると明細書の記入が省略できることになりましたが、国民健康保険、後期高齢者医療保険ほか一部の健康保険組合等が発行する医療費通知については医療費控除の記載に対応していないため、所得税の確定申告等に使用することができません。この場合、従来どおり領収書を添付して医療費の明細書を作成する必要がありますのでご注意ください。

※医療費通知の記載内容は、保険者により異なりますので、詳しくはご加入の各健康保険組合等にお尋ねください。

確定申告のお問い合わせは【小田原税務署】へ・・・電話 35-4511（代）

シ 「税に関する無料相談所」

東京地方税理士会小田原支部の税理士が直接相談に応じます。秘密は厳守しますのでご安心ください。また、電話相談もできます。

日時 毎週水曜日 13時30分～16時
(ただし祝日・毎月25日以後の水曜日と毎年1月1～10日、2月16日～3月15日を除く)

場所 小田原商工会議所会館5階
(小田原市城内1-2-1)

費用 無料

申込み 事前に電話で予約してください。

申 問 東京地方税理士会小田原支部
☎24-0195

ス 特別徴収の実施をお願いします

個人住民税は、所得税と同じく、納税者の利便を図るために事業者の皆さんによる特別徴収(給与天引)が定められています。

平成28年度からは、神奈川県内の全市町村で、平成29年度からは、東京都内の全市区町村においても特別徴収指定の徹底が実施されています。

今後とも事業者の方には、ご理解とご協力をお願いいたします。

問 【特別徴収推進の取組みに関すること】
小田原県税事務所 ☎32-8000(代)
【特別徴収の事務手続に関すること】
町税務窓口課 ☎84-0313(直通)

セ 個人・法人の事業者の皆さんへ

平成29年分の給与支払報告書・償却資産申告書・法定調書 提出期限は 1月31日(水) まで！

提出先及び問合せ先

- ◆**給与支払報告書**は、受給者が平成30年1月1日現在で住民となっている市町村です。平成29年中に給与支払があれば、支払額や正社員・パート・専従者等の区分にかかわらず、全員分の提出をお願いします。
- ◆**償却資産申告書**は、対象となる資産の所在地となっている市町村です。
- ◆**法定調書**(源泉徴収票、報酬等支払調書、不動産の支払調書)は、提出義務者の所轄税務署です。

○マイナンバーの記載が必要ですので、提出書類を作成される際には充分にご注意ください。

○給与支払報告書、償却資産申告書や法定調書の提出は、インターネットで提出できる電子申告がおすすめです。

ソ 確定申告には「マイナンバー」が必要です！！

申告書に必要な本人確認書類

- ◆マイナンバーカードをお持ちの方

○マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)ができます。

○e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の写しの添付等が不要です。

- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方(次の①②の書類が両方とも必要)

①番号確認書類	②身元確認書類
【マイナンバーを確認できる書類】 ・通知カード ・マイナンバー入りの住民票の写し などのうちいずれか1つ	【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】 ・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート ・障害者手帳 などのうちいずれか1つ